

委託費の積算に用いるための謝金等基準

1 謝金

本事業の委託費の中で、専門家に支払う謝金を見積もる場合の金額（源泉所得税・復興特別所得税込、消費税別）の基準（限度額）は、次のとおりとする。

- | | |
|--|-----------------|
| (1) 大学教授、弁護士及び公認会計士等 | 100,000円/時間（限度） |
| (2) 大学准教授・講師、技術士、司法書士、税理士、中小企業診断士、社会保険労務士等 | 80,000円/時間（限度） |
| (3) 民間企業 | |
| ①企業経営者等 | 80,000円/時間（限度） |
| ②部長・課長クラス | 50,000円/時間（限度） |
| ③その他 | 30,000円/時間（限度） |
| (4) 組合・社団法人等 | |
| ①役員等 | 80,000円/時間（限度） |
| ②事務局長 | 50,000円/時間（限度） |
| ③その他 | 30,000円/時間（限度） |
| (5) 公的機関、独立行政法人等 | |
| ①役員等 | 80,000円/時間（限度） |
| ②部長・課長クラス | 50,000円/時間（限度） |
| ③その他 | 30,000円/時間（限度） |

2 宿泊費（岐阜県内）

本事業の委託費の中で、専門家に支払う宿泊費（岐阜県内）を見積もる場合の金額の基準（限度額）は次のとおりとする。

一人当たり9,800円/泊（限度）

3 交通費

本事業の委託費の中で、専門家に支払う交通費（費用弁償）を見積もる場合の金額の基準は次のとおりとする。

実費とする。ただし、対象経費に占める旅費の割合が50%以上の場合、当該事業は補助の対象外とする。また、ビジネスクラス、グリーン車等に係る特別に付加された経費は対象外とする。